

特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健福祉環境に係わる人々、保健福祉サポートを必要とする人々、保健福祉環境に関心を寄せる人々、および高齢化社会に生きる人々に対して、保健福祉環境の改善と増進を図るために、保健福祉に関する調査研究事業、及びその技術開発と普及促進事業、講演会・セミナー開催事業を通して、異業種間をも結ぶネットワークの構築とその支援活動を行い、同時に、介護保険の範疇に止まらない生活全体を視野に置いた各種のサービスを提供する事業、介護者の質的向上やそれに伴う雇用機会の拡大を図る事業を行い、誰もが住み慣れた土地で自立し、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保健福祉環境に係わる調査研究及び技術開発事業
- (2) 人材育成及びそのコーディネート事業
- (3) 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、及び児童福祉法に基づく事業、並びにこれら事業に関連するコーディネート事業
- イ. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、及び介護予防支援事業
- ロ. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、及び地域生活支援事業
- ハ. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ニ. イ、ロ、及びハに係るコーディネート事業
- (4) 健康保険法等に基づく訪問看護事業
- (5) 福祉介護及び生活に係わる補助サービス及び生活物品販売事業
- (6) 講演会及びセミナー開催事業
- (7) 同種及び異業種間ネットワークの構築とその活動支援事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的ないし趣旨に賛同し、この法人が行う各種活動の普及、発展に協力可能な個人及び団体。

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定めるところの入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、新年度の会費を事業年度の第 2 月間までに、理事長もしくは理事長が指定する口座に払い込まねばならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 虚偽もしくは不正な手段によって入会したとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員、職員及び顧問

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 7 人以下とする。
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下とする。

2 理事の中から、理事長 1 人、副理事長 1 人を選任する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、業務執行上必要な場合は、役員とは別に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決に基づき、理事長が任免する。
- 3 顧問は、専門的問題に対し、この法人に助言することを任務とする。

第5章 総会

(総会)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会で議題に対し発言することができる。ただし、議決には参加できない。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項

- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要（賛助会員の発言は、その旨記載すること。）及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会で承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の承諾を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宗田 幸彦
副理事長	田川 和子
理事	林 春雄
同	多田由美子
同	松本絵里子
監事	大迫 道郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら平成18年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の額とする。

(1) 入会金は、個人正会員 1,000 円、団体正会員 2,000 円、個人賛助会員 1,000 円、団体賛助会員 1,000 円とする。

(2) 年会費は、個人正会員 5,000 円、団体正会員 10,000 円、個人賛助会員 1 口 3,000 円（1 口以上）、団体賛助会員 1 口 5,000 円（1 口以上）とする。

附 則

この定款は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年8月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和 8 年度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会

1 事業活動方針

地域で生活する障害者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者のニーズに応じた障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護等）を提供するとともに、新たに訪問看護事業を立ち上げ、医療と介護の連携による包括的な地域福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 保健福祉環境に係わる調査研究及び技術開発事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

② 人材育成及びそのコーディネイト事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

③ 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、及び児童福祉法に基づく事業、並びにこれら事業に関連するコーディネイト事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護等
- ・日 時 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(通年)
- ・場 所 利用者の居宅等（主に横浜市内）
- ・従事者人員 管理者 1 名、サービス提供責任者 1 名、ヘルパー等約 20 名
- ・受益対象者 地域の障害支援を必要とする方 約 30 名/月
- ・支出見込額 24,000,000 円

④ 健康保険法等に基づく訪問看護事業

- ・内 容 介護保険法・健康保険法に基づく訪問看護およびリハビリテーション
- ・日 時 認証後～令和 9 年 3 月 31 日
- ・場 所 利用者の居宅等（主に横浜市内）
- ・従事者人員 管理者(看護師)1 名、看護師・理学療法士等 数名
- ・受益対象者 訪問看護・リハビリを必要とする方 約 20 名/月
- ・支出見込額 6,000,000 円

⑤ 福祉介護及び生活に係わる補助サービス及び生活物品販売事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

⑥ 講演会及びセミナー開催事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

⑦ 同種及び異業種間ネットワークの構築とその活動支援事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

令和 9 年度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会

1 事業活動方針

地域で生活する障害者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう利用者のニーズに応じた障害福祉サービスを提供するとともに前年度より開始した訪問看護事業を安定的に運営し医療と介護の連携による包括的な地域福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 保健福祉環境に係わる調査研究及び技術開発事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

② 人材育成及びそのコーディネート事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

③ 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、及び児童福祉法に基づく事業、並びにこれら事業に関連するコーディネート事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護等
- ・日 時 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(通年)
- ・場 所 利用者の居宅等（主に横浜市内）
- ・従事者人員 管理者 1 名、サービス提供責任者 1 名、ヘルパー等約 15 名
- ・受益対象者 地域の障害支援を必要とする方 約 30 名/月
- ・支出見込額 23,000,000 円

④ 健康保険法等に基づく訪問看護事業

- ・内 容 介護保険法・健康保険法に基づく訪問看護およびリハビリテーション
- ・日 時 令和9年4月1日～令和10年3月31日(通年稼働)
- ・場 所 利用者の居宅等(主に横浜市内)
- ・従事者人員 管理者(看護師)1名、看護師・理学療法士等 数名
- ・受益対象者 訪問看護・リハビリを必要とする方 約 25 名/月
- ・支出見込額 7,950,000 円

⑤ 福祉介護及び生活に係わる補助サービス及び生活物品販売事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

⑥ 講演会及びセミナー開催事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名

⑦ 同種及び異業種間ネットワークの構築とその活動支援事業

- ・内 容 今後、社会情勢や地域のニーズを見極め、再開に向けた準備・検討を行う
- ・日 時 今年度の実施予定なし
- ・場 所 ー
- ・従事者人員 0 名
- ・受益対象者 0 名
- ・支出見込額 0 円

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会
(単位:円)

科目		金額	備考
I	経常収益		
	1.	事業収益	
		障害福祉サービス事業収益	28,800,000 居宅介護・重度訪問介護等
		訪問看護事業収益	5,200,000 6月より開始(10ヶ月分)
		経常収益計	34,000,000
II	経常費用		
	1.	事業費	
		(1)人件費	
		給料手当	25,500,000 ヘルパー、訪問看護スタッフ
		人件費計	25,500,000
		(2)その他経費	
		法定福利費	2,500,000 社会保険料等
		旅費交通費	1,500,000 移動交通費等
		通信運搬費	200,000
		消耗品費	300,000
		その他経費計	4,500,000
		事業費計	30,000,000
	2.	管理費	
		(1)人件費	
		人件費計	0 全額事業費に計上
		(2)その他経費	
		地代家賃	1,800,000 事務所家賃
		水道光熱費	300,000
		通信運搬費	150,000
		消耗品費	200,000
		支払手数料	300,000
		雑費	100,000
		その他経費計	2,850,000
		管理費計	2,850,000
		経常費用計	32,850,000
III	当期正味財産増減額	1,150,000	
	前期繰越正味財産額	0	
	次期繰越正味財産額	1,150,000	

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 福祉ネットワーク協会

(単位:円)

科目		金額	備考
I	経常収益		
	1.	事業収益	
		障害福祉サービス事業収益	28,800,000 居宅介護・重度訪問介護等
		訪問看護事業収益	10,000,000 通年稼働見込
		経常収益計	38,800,000
II	経常費用		
	1.	事業費	
		(1)人件費	
		給料手当	25,500,000 ヘルパー、訪問看護スタッフ
		人件費計	25,500,000
		(2)その他経費	
		法定福利費	3,000,000 社会保険料等
		旅費交通費	1,800,000 移動交通費等
		通信運搬費	250,000
		消耗品費	400,000
		その他経費計	5,450,000
		事業費計	30,950,000
	2.	管理費	
		(1)人件費	
		人件費計	0 全額事業費に計上
		(2)その他経費	
		地代家賃	1,800,000 事務所家賃
		水道光熱費	350,000
		通信運搬費	150,000
		消耗品費	250,000
		支払手数料	300,000
		雑費	100,000
		その他経費計	2,950,000
		管理費計	2,950,000
		経常費用計	33,900,000
III	当期正味財産増減額	4,900,000	
	前期繰越正味財産額	1,150,000	
	次期繰越正味財産額	6,050,000	